



日本と中国の「知的財産権」

知的財産戦略を行っていたのに模倣されてしまう。 知的財産戦略を行わなかったが故に模倣を容認せざる得ない。 中国ビジネス事情の裏側を徹底検証！

近年の中国の急速な経済発展に伴い、その巨大マーケットを求め、これまで興味を示さなかった企業までもが中国へ続々と進出しています。一方、中国は、「世界一の模倣国」とも呼ばれており、中国の法制度を理解せずに進出すると、中国で自社開発の製品が売れないばかりか、逆に権利侵害として訴えられることもあります。そこで、中国と日本の知的財産制度の違いをお話しましょう。

中国の知的財産法の概要

中国の知的財産法の歴史はただ浅く、制定されたのは今から約20数年前です。しかし、近年の技術力と経済競争力の急速な発展に伴い、特許、商標などの出願件数は、増加しています。世界的な特許出願件数（WIPO）が今年の8月に公表した世界特許出願リポートによると、中国国民の特許出願件数は大幅に増加し、平成17年のその件数は前年比42・1%増の9万3000件であり、増加幅で言えば世界一でした。

また、法的な保護レベルも、「知的所有権の貿易関連の側面

に関する協定（TRIPS協定）」の知的財産権保護基準に合わせて国際水準に引き上げられています。

更に、各種条約「工業所有権の保護に関するパリ条約」、「特許協力条約（PCT）」などにも加盟し、知的財産法制度の強化が図られているので、中国と日本の法制度はほとんど同一の制度になっているものの、一部相違する点があります。

日本と中国の知的財産法制度の大きな違いは、中国では、特許、実用新案、意匠は、「専利法」というひとつの法律に規定されていることです。また、中国では用語も相違します。下の表をご覧ください。

日本と中国では用語も違ってくるので注意すること

— 日本 —	— 中国 —
「特許」	「発明専利」
「実用新案」	「实用新型専利」
「意匠」	「外觀設計専利」

日本の知的財産法制度と相違する点を全て把握しておくことは大切ですが、特に、日本の中小企業の方が注意して欲しい相違点を以降に説明します。なお、使用する用語は日本の用語で説明させて頂きます。

和田国際特許事務所
所長代理 弁理士 茅原 裕二
URL <http://www.wada-pat.jp>
E-mail wada007@mxn.mesh.ne.jp

特許法および 実用新案法について

特徴

中国においても、特許権、実用新案権を取得するに際し、「新規性（客観的な新しさ）」があること」が要求されています。日本の規定とはほぼ同じですが、一部相違する点があり注意が必要です。すなわち、

「**公知および公然使用について「自国主義」を採用している。**

「**電気通信回線を通じて公衆に利用可能となった発明**」については規定がない。

右記の2点が日本国における新規性の規定（特許法第29条第1項各号）と相違する点です。これを簡単に説明すると、

は、中国国内において、一般的に知れ渡った状態およびそのような状態で使用された発明については、新規性を喪失し特許権を取得できないが、中国以外の国で公知になっている発明

については新規性を喪失しないということですが。

は、インターネットなどの通信回線で公開された発明であっても、必ずしも新規性を喪失しないということですが。ただし、インターネットで公開されたことにより中国国内で公知となった場合には新規性を喪失する恐れがあります。

注意点

インターネットで公開された発明や日本国で公知の発明については、原則として日本国では新規性を喪失します。しかし、前述した通り、中国では新規性を喪失せず特許権を取得することが可能な場合があります。

中小企業の方の中には日本国で出願する前に発明をインターネットで公開してしまい、特許権取得不能となってしまうことが結構ありますが、このような場合でも、中国においては特許権取得の可能性があるということになります。

その一方、注意すべき点もあります。

日本では広く知られた発明や、インターネットで公開された発明を盗用され、中国で先に特許出願されてしまい、第三者に特許権を取得されてしまう危険があります。この場合、日本国では特許権は取得できませんが、販売することに関しては問題ないようなケースでも、中国に輸出した途端に特許権侵害として訴追され、販売が差し止められたり損害賠償を請求されたりすることがあります。

このような状態にならないためには、発明をしたら、まず製造や販売などする前に日本において特許出願をしておき、その後1年以内にパリ条約に基づく優先権を主張して中国に特許出願をする、あるいはPCT出願制度を利用する（詳細は10月号24ページ参照）ことが重要です。パリ条約やPCTを利用すると、新規性や先願の審査は日本の出願時を基準に判断されます。従って、日本の出願から中

国の出願までの間に第三者に中国で模倣され特許出願されてしまったとしても、この第三者の出願によって拒絶されることはありませんし、第三者の出願による特許権の発生を阻止することができます。

意匠法について

特徴

意匠制度において、中国と日本国との最大の相違点は、中国においては実体審査をしないで登録する、いわゆる無審査登録制度が採用されている点です。その他の主な相違点として、

部分意匠制度、関連意匠制度および秘密意匠制度が存在しない

新規性喪失の例外の適用規定はあるものの、日本のように公知になった状況に関する条件が緩やかでない

新規性の基準が前記特許などと同様である

の3つが上げられます。

注意点

新規性に関しては前記の特許などと同様の注意を要します。さらに、意匠においては左記のような注意が必要です。

無審査登録制度が採用されていますので、登録されたからと言って安心はできません。先に出願していた場合であっても、その後、第三者の模倣出願がなされた場合には、この第三者の模倣出願に意匠権が発生してしまうことも十分にあり得ます。

また、例えば、日本においては、出願する前に国内外で頒布された刊行物に記載された意匠や、国内で公知になった意匠について新規性喪失の例外の適用を受けられませんが、中国においては、このような場合には新規性喪失の例外の適用は受けられず、もはや意匠権を取得することが出来なくなります。意匠は、物品の美的外観であり、模倣が容易で、流行に左右される性質

がありますので、新規性を喪失する機会は発明などに比して多く、また、売れ行きを見てから出願したいという要請がありますが、中国に出願する場合には、新規性を喪失しないよう、より注意をする必要があります。

商標法について

特徴

中国の商標法は、日本の商標法と、細かな相違点はあるものの大きな相違点はなく、ほぼ一緒です。

例えば、日本と同様に、役務商標や立体商標も認められています。一方、音や匂いなどの視覚によって認識できないものは登録を認めていません。

注意点

中国において商標出願する際に特に注意したいことは、商標の選択です。

日本においては、商標出願する際に、漢字、ひらがな、カタカナ、ローマ字など種々の文字を選択することが可能であり、

全ていわゆる「文字商標」と認識されます。一方、中国においては、文字商標として認識されるのは漢字表記のものに限定されており、ローマ字、ひらがななど漢字以外の文字でも出願できますが、これらは全て「図形」として認識されます。

また、漢字表記の商標を中国に出願する場合にも、漢字の持つ意味が日本と中国とで異なる場合がありますので注意が必要です。言葉の持つ意味が異なれば、識別力の判断、類否判断に

おいても日本とは異なる判断になってくる可能性があるからです。ですから、日本においてひらがなやローマ字で表記された商標を、中国において出願する場合には、漢字（簡体字）の選択も考慮に入れる必要があります。

この際には、中国で良い意味を有する漢字を使用することが望ましいでしょう。例えば、「キャノン」は、「佳能」(Jiàn-Néng)という漢字商標を登録しており、これは中国語で「良い+有能」を意味します。

近年の模倣品問題

製品を模倣され似たような商標を付して販売されていた場合、従来であれば、模倣品の方が品質が悪かったため、この模倣品を購入した者から正規の製造・販売元にクレームが入りました。

模倣品を購入した者からクレームを受けるなんて理不尽だと言う感じがしますが、その反面、クレームが入ったことにより模倣品が市場に出回っていることが認識できたわけです。しかしながら、近年においては、模倣品の品質が向上しており、製品を購入する側も、品質さえ良ければ安い方がよいと思う傾向にあるため、模倣品であることを知っていて購入するケースが増えてきています。

この場合、模倣品を購入した者からのクレームが入らず、模倣品が市場に出回っていることすら認識できないか、模倣品の存在を発見することが遅れるため、被害が大きくなってしまいう傾向があります。

管轄官庁の違い

日本と中国で相違する点の1つとして、知的財産を扱う管轄官庁の相違があります。日本ではすべて特許庁の管轄ですが、中国では管轄官庁が2つに分かれています。

日本においては

特許、実用新案、
意匠および商標の出願

すべて特許庁が管轄

中国においては

専利（特許、実用新案、意匠）出願

国家知識産権局が管轄

商標出願

国家工商行政管理总局が管轄

むずび

中国に関しては、とかく「模倣」のことばかりが話題になります。しかし、第三者の模倣行為の中には2つのケースがあります。

・自身がきちんと知的財産戦略を行っていたのに模倣されてしまう

・全く知的財産戦略を行わないことよって第三者の模倣をある意味容認せざるを得ない

後者に関しては、きちんと知的財産戦略をすれば模倣を防止することは可能なのですから、中国に進出するのであれば最低限出来る限りの知的財産戦略をすることが重要なのではないかと思えます。



あなたの会社の製品も
狙われているのかも知れない

Profile



和田国際特許事務所 所長代理 弁理士 茅原 裕二

昭和44年生まれ。関東学院大学工学部電気工学科卒業。鉄鋼業界、主夫兼浪人生活を経て平成15年弁理士登録。弊所は昨年創業40年を迎えました。チャレンジ精神に溢れ活気のある特許事務所です。国内外の特許、商標等の出願業務を中心に、発明相談、知財コンサルティング、セミナーなど様々な業務を行っています。まずは、お気軽にご相談ください。

〒101 - 0047 東京都千代田区内神田1 - 15 - 16東光ビル4階

TEL 03-3295-1480 FAX 03-3295-1145

URL <http://www.wada-pat.jp> E-mail wada007@mxn.mesh.ne.jp (24時間受付)

Blog 「社長！知的財産捨ててますよ!!」 <http://blog.livedoor.jp/ezenyu1/>